

仕 様 書

- 1 名 称 秋田駅東第三地区管理地除草業務委託
- 2 目 的 秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内の管理用地において、公衆衛生のため除草することを目的とする。
- 3 実 施 個 所 秋田市手形字山崎地内ほか
- 4 履 行 期 限 令和8年10月30日(金)まで
- 5 業 務 内 容 機械除草作業 A = 13,900 m²
除 草 時 期 1回目：6月下旬
2回目：9月中旬
完成図書の作成と提出
 - ・写真管理（着手前・作業中・完成）
 - ・廃棄物処理結果報告書
- 6 そ の 他
 - (1) 利用者等の安全確保に努めること。
 - (2) 除草の際、石や砂利等が飛散する場合がありますので、注意して作業を行うこと。
 - (3) 除草した草等は乾燥させてから処分すること。
 - (4) 周辺道路などに散乱した草等は、きれいに清掃除去すること。
 - (5) 業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行うこと。（秋田市土木工事共通仕様書1-1-48を準用）
 - (6) 作業中に危険箇所を発見した場合は、担当課に連絡するとともに、速やかに安全を確保し適切な処置をすること。
 - (7) 作業の日程等は、事前に担当課と協議のうえ、その承認を受けること。
 - (8) その他業務実施にあたり必要な事項は、担当課と協議すること。
 - (9) 業務実施にあたって、管理用地内に損傷を与えないこと。また、損傷を与えた場合は、請負者の責任により原形復旧すること。